

主 文
本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。
事 実

控訴代理人は原判決を取消す被控訴人は控訴人に対し金百万円及之に対する昭和二十五年二月二十八日以降完済迄百円に付き一年三円八十銭の割合による金員を支払え、訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とするとの判決並仮執行の宣言を求め、被控訴人は口頭弁論期日に出席しなかつたが被控訴代理人提出の答弁書に基き控訴棄却の判決を求めたものと看做す。

当事者双方の事実上の陳述は出頭した控訴代理人の陳述によれば控訴代理人に於て原判決二枚目表四行目「被告であつたが」とあるを「組合理事Hであつたが」と訂正し、原判決二枚目表九行目「昭和二十五年三月二十九日」とあるを「昭和二十五年二月二十九日」と訂正して陳述した外原判決事実摘示と同一であるから之を引用する。

証拠として控訴代理人は甲第一乃至六号証を提出し原審に於ける証人A、Bの各証言及控訴本人訊問の結果を援用した。被控訴人は原審に於て乙第一号証を提出し甲第一号証の表面の成立を否認し同号証の裏面は印刷部分の成立を認め其の余の部分の成立を否認し甲第二乃至五号証の成立を認め同第六号証の成立は不知と述べ原審証人C、D、E、F、Gの各証言を援用している。

理 由

本件定期貯金証書（甲第一号証）の作成日附なる昭和二十五年二月二十八日当時被控訴組合の組合長理事はHであつたこと及訴外Cが当時被控訴組合の専務理事であつて組合定款第三十七条により組合長の職務代行の権限を有していたことは当事者間争がない、そして原審に於ける証人D、E、F、Gの各証言及証人A、B、Cの証言の一部、控訴本人訊問の結果中一部並成立に争なき甲第四号証を綜合すれば

(一) 訴外Dは金員の必要に迫られ訴外Fに其の金策を相談した結果同人の世話で被控訴組合専務理事Cから被控訴組合の定期貯金証書用紙を借受け之を用いて被控訴組合定期貯金名下に控訴人或は訴外A等から金員を受取つて自己の用途に供しようとして右Fを通じて右定期貯金証書用紙を借りたい旨をCに申出でたこと、

(二) 訴外Cも亦前記Dに対しては予てから恩義を受けていた関係上其の要望を断りかねてDが第三者をして被控訴組合に定期貯金を為さしむるが如く仕做して受取つた金員を自己の用途に充つるものなる情を知り乍ら被控訴組合定期貯金証書用紙を数通に被控訴組合で当時は使用していなかつた被控訴組合の印章を捺して之をDに貸し与えたこと、

(三) Dは昭和二十四年十二月末頃訴外B方で控訴人から被控訴組合に対する定期貯金百万円の内の半額五十万円なりと称して利息一ヶ月分十万円を差引いた現金四十万円を受取り之と引換に前記借受けた定期貯金証書一通に金額及被控訴組合長の氏名等を記入して之を控訴人に差入れ、

(四) 昭和二十五年一月中控訴人と訴外AはD方に至り前記百万円の定期貯金の残りの半分なりとしてAが携えて来た現金五十万円をDに渡し、Dは其の時Cを控訴人及Aの面前に呼寄せ貯金のお礼を述べしめ恰も被控訴組合が百万円の定期貯金を了承しているかの如く仕做したこと、

(五) Dは右(三)(四)の如く受取つた金員は凡て自己の用途に充て之を被控訴組合に差出したことはないこと、(六) 昭和二十五年二月二十日頃Dは訴外水谷産業株式会社社長G個人振出名義の小切手を同人から借受けて之を控訴人方に於て控訴人に交付し之と同時に先に控訴人に差入れてあつた百万円の被控訴組合名義の定期貯金証書の返還を受け其の際一ヶ月分の利息金として十万円を支払つたこと、

(七) Dは昭和二十五年二月二十八日前記(二)の如く借受けた定期貯金証書一通に年月日及百万円金額、被控訴組合長Hの氏名、名宛人Aの氏名等を記入して(甲第一号証)之を控訴人方に於て控訴人に交付し之と引換に前記

(六)の小切手の返還を受け其の際一ヶ月分の利息十万円を支払い且其の後も同年三月中利息の一部として金四万円を控訴人に支払つたことを夫々認定することが出来る。原審に於ける証人A、B、Cの証言中及控訴本人訊問の結果中以上の認定に反する部分は措信し難い、以上の事実から見て昭和二十五年二月二十八日訴外Aと被控訴組合との間には現金百万円の授受はなかつたことは明かであるが、Dが前記

(三)の如く控訴人から受取つた利息差引の四十万円及(四)の如くAから受取つた五十万円を消費寄託の目的として昭和二十五年二月二十八日Aが被控訴組合に百万円の定期貯金を為したことにA及控訴人とDが合意したこと及右合意はDが被控訴組合の名に於て為したものであることをあらまし認め得るのである、従つてCが

右の如き消費寄託契約を為すことに付て被控訴組合の代表権限があり且同人はDに

